

周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業 要求水準書(案)に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	5	第1	5	(2)	新斎場整備基本計画	公表される予定価格には、整備基本計画P.49表27「概算事業費施設整備費」にある「御屋敷山斎場解体除去費」が控除され、計画地の既存建物及び埋設物、土間、基礎撤去費が加味された施設整備費となると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、基本計画で示している概算事業費について、施設整備費に限らず全体を精査中で、詳細については、入札公告時に示します。
2	5	第1	5	(1)	適用法令等	(仮称)周南地区衛生施設組合火葬場の設置及び管理に関する条例が提案後に予定されているが、条例により、提案内容に変更の必要があった場合のリスクは貴組合の負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、現時点で条例による提案内容の変更は想定していません。
3	5	第1	5	(2)	設計基準、仕様書等	「新斎場整備基本計画」における主要な方針等に見直しや変更が生じている場合は、その内容をご教示ください。	新斎場整備基本計画の骨格となる必要火葬炉数や敷地整備計画、建築施設計画等について、基本計画の内容を踏まえて要求水準書(案)に示していることから、施設整備の基本方針等は引き継いでいます。
4	6	第1	6	(3)	事業期間終了時の要求水準(ウ)	火葬炉設備に付き確認します。大規模修繕、更新には該当せず、毎定期に、例えば毎1~2年周期に必要な部品・部材の交換、修繕等に付いては本項に該当しない(事業者負担ではない)との理解で宜しいですか。	本項(事業期間終了時の要求水準)には該当しませんが、火葬炉保守管理業務において事業者負担で適切に実施してください。
5	6	第1	7	ア(ア)	関係市が被災した場合	「災害等への対応の支援を行うこと」とは火葬炉運転業務による支援との理解でよろしいでしょうか。また、本施設を避難所等(一時避難含む)として、利用者エリアを開放、稼働対応することはないとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、火葬炉運転業務に限らず、施設の運営業務としての支援を望みます。 後段については、要求水準書(案)(P7)第1の7ア(オ)に示すとおり、組合の要請があれば、一時的な避難機能として施設を開放することも求めています。
6	6	第1	7	ア(ウ)	関係市が被災した場合	災害発生時はインフラ等の遮断が想定されますので、(ア)にて24時間対応の記載はありますが、1日の対応件数は最大16件との理解でよろしいでしょうか。	状況によっては、1日の対応件数が最大16件以上の可能性もあります。
7	6	第1	7	ア	関係市が被災した場合	「関係市」とは、P38記載の通り、組合、下松市、光市、周南市のことでしょうか。	下松市、光市、周南市を指しています。
8	6	第1	7	ア(ア)	関係市が被災した場合	24時間体制で対応とは、インフラが通常通り供給されている場合のみでの対応であり、燃料の備蓄については、P21第2,5(2)カ(ウ)の条件という理解でよろしいでしょうか。	前段については、基本的にはインフラの状況に関わらず求めるものです。 後段については、ご理解のとおりです。

周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業 要求水準書(案)に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
9	7	第1	7	ア	関係市が被災した場合(エ)	事業者の負担はあくまで「管理費（例えば点検費用等）」のみで備蓄する火葬燃料、非常用発電設備用の燃料そのものは貴組合の負担との理解で宜しいですか。	ご理解のとおりです。
10	7	第1	7	ア(エ)	備蓄	「本対応に係る費用は、サービス対価とは別に組合の負担とするが、備蓄等の管理は、事業者の負担とし、サービス対価に含まれるものとする。」とありますが、万一災害が発生した場合やメンテナンス等の目減り分に対する二回目以降の追加備蓄についても全て組合の負担（サービス対価に含まない）との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に対する質問への回答No.9をご参照ください。
11	7	第1	7	ア(オ)	関係市が被災した場合	一時的な避難機能としての施設開放にあたって、開放する室、受け入れ人数、期間、必要となる施設・設備、維持管理・運営業務での対応など、想定される事項があればご教示いただきたい。	現時点での想定はありません。
12	7	第1	7	ア	関係市が被災した場合	「一時的な避難機能として施設を開放すること」とは、ハザードマップ等に記載される一時避難施設と見做すものでしょうか。	避難施設としての指定は考えていません。
13	7	第1	7	イ	近隣の地方公共団体が被災した場合	「近隣」について、想定されている範囲をご教示いただきたい。	山口県との調整とします。
14	7	第1	7	イ(ア)	近隣の地方公共団体が被災した場合	24時間体制で対応とは、インフラが通常通り供給されている場合のみでの対応であり、燃料の備蓄については、P21第2,5(2)カ(ウ)の条件という理解でよろしいでしょうか。	前段については、基本的にはインフラの状況に関わらず求めるものです。 後段については、ご理解のとおりです。
15	7	第1	7	(2)	光熱水費ア	貴組合負担の光熱水費には火葬炉の備蓄燃料（灯油）及び非常用発電機の燃料も含まれるとの理解で宜しいですか。（事業者の負担は管理費用のみ）	ご理解のとおりです。
16	7	第1	7	(2)イ	光熱水費	自販機等運営業務に要する光熱水費は、SPCを通さず、組合から自販機等運営業務を実施する構成員または協力企業に請求する仕組みは可能でしょうか。	入札公告時に示します。
17	7	第1	8	(2)ウ	光熱水費	「使用料報告書」には、自販機等運営業務に要する光熱費だけでなく、施設全般の光熱費についても整理するというのでしょうか。項目等ございましたらご教示いただきたい。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、事業契約後に事業者に示す方針です。

周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業 要求水準書(案)に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
18	8	第2	1	(1)	基本施設	「主構造は原則鉄筋コンクリート造2階建て」とのことですが、建物一部をS構造としても良いでしょうか。ご教示願います。	原則、鉄筋コンクリート造、2階建てを基本としていますが、構造及び階層については、一部それ以外も認めます。
19	8	第2	1	(1)	基本施設	多目的室での「簡易な葬送等」とはどのような内容を想定していますでしょうか。また、運営業務において必要となる対応をご教示いただきたい。	前段については、要求水準書(案)(P16)(オ)「多目的室」をご参照ください。また、時代の変化から様々な葬送形態がありますので、弾力的に対応できる室としての整備を想定しています。 後段については、事業者の提案に委ねます。前述した内容を勘案の上、民間事業者のノウハウの発揮に期待しています。
20	8	第2	1	(1)	基本施設	駐車場で想定している大型バスの仕様(全長、全幅、全高)をご教示いただきたい。	全長：約11.5m×全幅：約2.5m×全高：H3.7m以内(定員=45名)を想定しています。
21	8	第2	1	(1)	基本施設	構造について、部分的に提案も可とありますが、部分的であれば鉄筋コンクリート造以外でも可能という理解で宜しいでしょうか。	要求水準書(案)に対する質問への回答No.18をご参照ください。
22	8	第2	1	(1)	基本施設	建築面積は事業者の提案によるとしていますが、最低限面積があればご教示いただきたい。	最低限面積は設定していませんが、著しく面積を縮小することで機能を満足しないことは避けてください。
23	8	第2	1	(1)	延べ面積	延べ面積の要求水準は3,800㎡程度とありますが、要求水準にて規定された各室の面積を満たせば、事業者が提案する運営・維持管理の効率性等を勘案した延床面積が採用されるとの理解でよろしいでしょうか。延床面積の合計値に関する上限値や下限値について基準を設定される場合は、具体的な数値にてご教示ください。	前段については、「程度」の理解として10%を想定しています。 後段については、上限値について特に制限を想定していませんが、下限値については前段のとおりです。また、著しく面積を縮小することで機能を満足しないことは避けてください。
24	8	第2	1	(1)	延べ面積	実施方針では「事業者提案による」こととなっています。「3,800㎡程度」とは、どの程度の範囲まで許容されるのか、目安があればご教示いただきたい。	要求水準書(案)に対する質問への回答No.23をご参照ください。
25	8	第2	1	(1)	火葬炉数	予備炉については、「スペース」のみ確保すればよいとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	8	第2	1	(1)	火葬炉数	人体炉8基+予備炉1基(将来設置に備えてスペースを確保)とありますが、事業者の提案により当初から人体炉9基を設置する提案は不可との理解でよろしいでしょうか。	可としますが、審査において加点対象となるかは現時点では未確定です。

周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業 要求水準書(案)に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
27	8	第2	1	(2)	収骨方法	「収骨前に焼骨確認」とは火葬炉の前室から炉前に炉内台車を引き出す出炉段階で葬家の立会が必要ということでしょうか（整骨や釘などを整理する前段階）。 或いは炉内台車を収骨室（告別室と一体型）に移動後、収骨作業開始前に喪主・遺族にご確認頂くということでしょうか。	後段を想定しています。
28	8	第2	4	(2)	ア 炉前部門 (オ)多目的室	「簡易な葬送等にも供することができる仕様」とありますが、貸館対応(葬送儀式を希望する利用者に多目的室を貸し出す)を想定するとの理解で宜しいでしょうか。また、通夜式や初七日等での利用は想定しないとの理解で宜しいでしょうか。	前段については、待合室と同様の利用です。 後段については、ご理解のとおりです。
29	9	第2	1	(4)	イ(イ)	「土壌については土壌汚染対策法に準拠した自主的な調査を実施し、汚染がないことを確認している。」とございますが、自主的な調査とはどのようなものでしょうか。本整備事業において土壌汚染対策法の届出を行い土壌汚染調査の指示があった場合の調査費および土壌汚染があった場合の処理費についてのリスク負担は「リスク分担表」の「土地の瑕疵リスク」「上記以外の地質障害、地中障害物等」と考え組合様負担と考えて宜しいでしょうか。	前段の土壌汚染調査については、 1. 第一種特定有害物質のうち、ベンゼンを対象に土壌ガス分析を行ったが、ベンゼンは確認されなかった。また、クロマトグラフのデータによると、ベンゼン以外の他の第一種特定有害物質10物質についても確認されなかった。 2. 第二種特定有害物質についても、全ての物質（全9物質）について、土壌溶出量試験、土壌含有量試験とも基準以下の値が得られた。 3. 建設予定地内四隅において土壌含有量試験を行った。その結果は10～45pg-TEQ/gであり、基準値（1000pg-TEQ/g）以下の値であった。 ことを確認しています。 後段につきましては、ご理解のとおりです。
30	9	第2	1	(4)	敷地条件	「イ敷地状況及び整備計画」について、「土壌については汚染がないことを確認している」との記述がありますが、添付資料5(PDFファイル)にある添付資料3（汚染物事前調査結果）にダイオキシン類濃度分布図が示されています。ダイオキシン類は、除去済との理解でよろしいでしょうか。	ダイオキシンの調査結果は基準値に達していませんが、もしあった場合は法に基づき適切に処理をしてください。

周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業 要求水準書(案)に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
31	9	第2	1	(4)イ	敷地状況及び整備計画	組合で土壤汚染対策法に準拠した自主的な事前調査により当該敷地内には汚染がないことを確認されているため、解体建物の基礎部や敷地内の地下埋設部には、ダイオキシンなどの有害物質は存在せず、土壤の浄化改良工事は不要であり、土壤汚染法の届け出に際しても、保健所からの追加土壤汚染調査の指導はないと判断して宜しいでしょうか。	土壤汚染対策法に基づく4条申請（土地の形質変更の届出）の提出時に、保健所に確認を行ってください。
32	9	第2	1	(4)イ(1)	土壤汚染調査について	土壤汚染対策法にもとづく自主調査は時期も含めて開示していただけるのでしょうか。また、地歴調査も含まれているのでしょうか。	前段については、入札公告後、参加企業に対して配付を予定しています。 後段については、ご理解のとおりです。
33	9	第2	1	(4)イ(1)	土壤汚染調査について	水質汚染対策法による特定施設の使用廃止届出は提出していると考えてよろしいでしょうか。	水質汚濁防止法による特定施設の使用廃止届は提出済です。
34	9	第2	1	(4)エ	隣接道路	整備基本計画に施設への出入口が参考図面(図9：敷地整備イメージ図)として示されていますが、それに限らず事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねますが、会葬者動線については臨港道路、サービス動線については北側市道からの出入を想定しています。
35	9	第2	1	(4)ア	基本事項	表備考にて、「事前調査業務に着手するまでには測量成果を提示する予定」とありますが、配布資料1の地形測量資料とは異なるものでしょうか。異なるものであり、応募段階で開示されない場合、当該成果により設計変更が生じた場合のリスクは、組合負担との理解で宜しいでしょうか。	地形測量資料は入札公告時に示します。 用地測量は、6月頃に測量成果の提示を予定しています。 地形測量資料で提案していただくことを期待しています。
36	9	第2	1	(4)ア	基本事項	表備考にて、「事前調査業務に着手するまでには測量成果を提示する予定」とありますが、いつ提示予定でしょうか。	要求水準書(案)に対する質問への回答No.35をご参照ください。
37	9	第2	1	(4)エ	隣接道路	基本計画のとおり、臨港道路からは会葬者車両の出入り、北側市道からはサービス車両の出入りとするのが条件という理解でよろしいでしょうか。また、各道路に複数の出入り口を設置することは認められますでしょうか。	前段については、要求水準書(案)に対する質問への回答No.34をご参照ください。 後段については、関係窓口に協議確認をお願いします。
38	9	第2	1	(4)カ	地質調査結果	資料3 地質調査結果 において地層断面図(その1)(その2)が御座いますが水位は標高1.0m付近と考えて宜しいですか。	現在お示ししている資料より類推してください。なお、躯体の設計時に必要となる地質等の条件は、必要となる調査の実施をお見込み願います。

周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業 要求水準書(案)に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
39	9	第2	1	(4)カ	敷地の地質及び地盤	「事業者において別途調査が必要と判断する場合は自ら地質調査を行うこと。」とあります。事業者が調査を行うのは事業者決定後になるため、別紙3リスク分担表のとおり組合が提示する測量、調査と差異がある場合、精算の対象と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	地質調査については、事業契約後、速やかに事業者提案により地質状況把握に必要な地質調査を行っていただき、その結果のとりまとめに基づき設計期間中の早い段階で増減協議をさせていただきたいと考えています。
40	9	第2	1	(4)	敷地条件	「エ隣接道路」について、「北側市道からの出入りも確保する」とあり、添付資料6(PDFファイル)「植栽状況」ではアプローチルートとしての記述もあります。北側市道から霊柩車と会葬者車両を出入りさせることも可能との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に対する質問への回答No.34をご参照ください。
41	10	第2	1	(5)	イ、ウ	将来港湾道路への下水道、都市ガスの整備予定はありますでしょうか。	現在のところありません。
42	10	第2	2	(1)	敷地造成	「一部に2m程度の段差のあるプラットフォーム(小台地)がある」とありますが、これは旧清掃工場時のプラットフォーム土間であり、旧清掃工場建設時から盛土築造されたものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	10	第2	2	(2)	イ	敷地中央に存置する擁壁を撤去とありますが、擁壁とは資料2事業区域図に示されている壁と柱の様なものでしょうか。それらは元清掃工場の残置躯体のことでしょうか。	前段、後段ともに、ご理解のとおりです。
44	10	第2	2	(2)	既存建物等の撤去	資料5 添付資料3(汚染物事前調査結果)においてダイオキシン類濃度分布図が御座いますが、汚染された解体物や汚水があると考えて宜しいですか。汚染された解体物や汚水がある場合は組合負担にてお願い致します。	要求水準書(案)に対する質問への回答No.29をご参照ください。なお、既存建物等の撤去(資料5に示す範囲)については、すべてについて事業の範囲とします。解体撤去に際しては、関係法令を遵守の上、実施してください。
45	10	第2	2	(2)ア	既存建物等の撤去	事業区域内の既設管路等について、必要ない埋設配管は残置でよろしいでしょうか。	今回の事業において支障になる範囲は解体撤去とします。ただし、現時点で把握できておらず、今回の事業に支障にならない範囲については残置とします。
46	10	第2	2	(2)ア	既存建物等の撤去	「杭については計画に支障となる部分において撤去」とありますが、既存躯体図の杭伏図、杭種、杭長等がわかる既存図面の公表または配布をお願いします。	要求水準書(案)の資料3及び資料5より、杭長等を想定の上、不足のない撤去計画をお願いします。

周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業 要求水準書(案)に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
47	10	第2	2	(2)ア	既存建物等の撤去	「既存建物及び埋設物、土間、基礎はすべて撤去」とございますが、「資料5 敷地現況資料」以外の資料があれば開示いただけますでしょうか。	現存する資料は、提示した資料のみとなります。
48	10	第2	2	(2)ア	既存建物等の撤去	「既存建物及び埋設物、土間、基礎はすべて撤去し、杭については計画に支障となる部分において撤去」とございますが、杭と基礎の定義を明確にいただけますでしょうか。	要求水準書(案)の資料5にある躯体部分(フーチングを含む)を基礎としてすべて撤去を行い、その下部の杭本体を「杭」とします。
49	10	第2	2	(2)ア	既存施設の撤去	「杭については支障となる部分において撤去すること」とありますが、事業の支障にならない箇所の杭はそのままよいという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	10	第2	2	(1)ア	敷地造成	「施設の主要階の床レベル及び車寄せの計画舗装高は、高潮時の想定潮位T.P.+5.0mを考慮し、おおよそT.P.+5.0m以上とする。」とあります。山口県開発許可ハンドブックでは「a完成地盤高を基準として、50cm以上の切土又は盛土を行う場合、及び50cm以上の切土又は盛土を行う面積の合計が500㎡を超える場合」は開発行為に該当するとなっております。本事業は開発行為に該当すると考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	開発許可の手続きは不要ですが、関係機関と協議・確認の上、提案してください。
51	10	第2	2	(2)ア	敷地造成	「既存建物及び埋設物、土間、基礎はすべて撤去し、杭については計画に支障となる部分において撤去すること。」とありますが、産業廃棄物扱いのため環境確保条例等関係諸官庁と協議済みと考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	関係窓口と協議・確認の上、提案してください。
52	10・24	第2	5		下水道・排水設備	P24では、排水設備については、ポンプ圧送が必要となるため、基本的に合併処理浄化槽を整備することとありますが、P10では、事業者提案によることとありますが、どちらを正と考えたら宜しいでしょうか。また、ポンプ圧送案とした場合、その費用は全て事業者が負担すると考えて宜しいでしょうか。	関係機関(下松市上下水道局下水道課)との協議では「下水道処理区域外であるが、近傍本管への放流も可」と回答を受けています。事業者にて改めて確認の上、よりよい方式を提案してください。
53	11	第2	2	(5)	イ(ウ)	敷地北側の既存緑地は散策できるように整備することとありますが、施設利用者限定したものでしょうか。市民の自由な出入りを想定したものでしょうか。	原則、施設利用者限定したものを想定しています。

周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業 要求水準書(案)に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
54	11	第2	2	(4)ア	駐車場計画	電気自動車対応については、初期整備費、維持管理・光熱費についても含めて、事業者提案によるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	11	第2	2	(4)ア	駐車場計画	「内1台は大型バスと兼用できること」とありますが、大型バスとは路線バス程度（全長8.9m全幅2.4m車高3.1m程度）の大きさのバスと考えてよろしいでしょうか。想定されている大型バスの大きさをご教示ください。	要求水準書（案）に対する質問への回答No.20をご参照ください。
56	11	第2	2	(5)ア	外構計画基本事項	「調整池の位置」とありますが、調整池の算定基準についてご教示ください。	関係機関と協議・確認の上、提案してください。
57	12	第2	2	(5)ウ	門扉・フェンス	柵は既存柵以上の強度を持つももとのこととありますが、既存の柵の強度等をご教示いただきたい。	現地説明会時に確認してください。
58	14	第2	4	(1)	ス	基本計画では将来火葬件数のピークを事業期間内に迎えることとなっています。事業期間内に予備炉1基分を増設するのであれば要求水準を火葬炉9基としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
59	14	第2	4	(1)セ	基本的な考え方	Wi-Fi等の通信費は光熱水費に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	会葬者用のWi-Fiについては、組合が通信事業者と直接契約します。なお、事業者の使用に限ったWi-Fiについては、事業者負担とします。
60	14	第2	4	(2)ア	炉前エリア	品格を備えるための室内意匠等の「特別な工夫」とは具体的にどのような工夫を想定されているのでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
61	14	第2	4	(1)ウ	基本的な考え方	高齢者や障害者等に配慮した階段及び昇降機設備を適切に設置すること。とありますが、昇降機の設置台数については事業者の提案によるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、施設用途上の来場者の特性を十分ご理解の上、提案してください。
62	14	第2	4	(1)セ	基本的な考え方	「Wi-Fi等の通信環境を整えること」とあるが、貴組合にて通信事業者と契約していただけない認識でよいでしょうか。貴組合となった場合、支払い方法についてもご教示いただきたい。	要求水準書（案）に対する質問への回答No.59をご参照ください。

周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業 要求水準書(案)に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
63	14	第2	4	(2)ア(イ)a	エントランスホール	風除室の設置は必須でしょうか。	基本的には必須と考えますが、風除室空間として必要となる機能を、空調の制御やその他対応により確保できる場合には設置しないことも考えられます。その場合には、機能・性能を十分に満足することを提案書においてお示しいただきたいと考えています。
64	15	第2	4	(2)ア(イ)e	エントランスホール	「会葬者が荷物を預けることが出来るコインロッカーを設置すること。」とありますが、最低限設置する個数がありましたらご教示いただきたい。	事業者の提案に委ねます。
65	15	第2	4	(2)ア(イ)e	エントランスホール	コインロッカーの設置において、売上が発生する場合は事業者に帰属する。とありますが、有料・無料とするかは事業者の判断によるという理解で宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。 なお、会葬者が利用する更衣室の設置については、事業者の提案に委ねます。
66	15	第2	4	(2)ア(イ)f	エントランスホール	公衆電話は使用頻度が著しく低いことから、事務室での電話貸し出しなどの代替手段を確保することを条件とし、設置しないということは可能でしょうか。	不可とします。
67	16	第2	4	(2)	ア(オ) a	多目的室40人程度が収容可能などありますが、通常間隔での広さを想定するものと考えてよろしいでしょうか。	利用者全員が椅子に座っての利用を想定しています。
68	16	第2	4	(2)イ(ウ)	制御・監視室	火葬炉運転は自動化されているので、炉の停止操作時のみ炉室で作業をすることになるため、監視カメラ等で炉室が見渡せれば、必ずしも制御監視室は、火葬炉室内を見渡せる場所に配置しなくても、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	16	第2	4	(2)ア(オ)a	多目的室	40人程度が収容可能とありますが、多目的室内での椅子の利用はないとの考えで宜しいでしょうか。	利用者全員が椅子に座っての利用を想定しています。
70	16	第2	4	(2)ア(オ)e	多目的室	多目的室内の中には僧侶等の控室を確保すること。とありますが控室を多目的室の近傍した場所に設けることは可能でしょうか。	運用上支障のない距離であれば、近傍した場所への設置は可とします。
71	16	第2	4	(2)ア(オ)e	多目的室	多目的室に設置する備品（祭壇、焼香台、遺影台、椅子等）は、葬祭業者がその都度手配することを前提とし、事業者側で用意する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。 もし、事業者側で用意する場合、備品としての設置要否や会葬者へ貸し出す場合のレンタル料設定の有無など貴組合の考え方をご教示ください。	「簡易な葬送等」には様々な形態があり、葬送業者が関与しない場合も想定されます。また、今後新しい形態が生じた時にも葬送等が実施できるよう備品を調達願います。

周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業 要求水準書(案)に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
72	16	第2	4	(2)ア(オ)	多目的室	多目的室の他所室との隣接・近接などの条件があればご教示いただきたい。	現時点で特に条件は想定していません。運用上支障がない位置として、事業者の提案に委ねます。
73	17	第2	4	(2)	イ(オ)倉庫	「棺運搬車は使用しやすく目立たない位置に格納する空間を確保すること」とありますが、この条件を満たしていれば必ずしも倉庫内にスペースを確保する必要はないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	17	第2	4	(3)ア(ア)	待合室	大人数の会葬者を受け入れるため、可動間仕切りによる待合室の連結は不要でしょうか。	事業者の提案に委ねます。 ただし、設置する場合には「可動間仕切り（固定式）」ではなく「移動間仕切り（吊下げ式等）」としてください。
75	18	第2	4	(3)	ア(ウ)(エ)	キッズルームと授乳室の要求水準が「ア 待合エリア」の項目に示されておりますが、「イ その他」にある20㎡程度のキッズ授乳室のことでしょうか。	「20㎡程度」は、キッズルーム及び授乳室の合計として想定している面積となります。
76	18	第2	4	(3)ア(エ)	授乳室	授乳室について、18頁中段に20㎡程度のキッズ授乳室との記載がありますが面積的な要望も付加されるのでしょうか。ご教示ください。	要求水準書（案）に対する質問への回答No.75をご参照ください。
77	18	第2	4	(3)ア(オ)	喫煙室	本施設は、改正健康増進法に係る「第一種施設」という認識でよろしいでしょうか。ご教示願います。	第二種施設（屋内禁煙）となります。
78	18	第2	4	(3)イ(ア)b	自販機スペース	自販機スペースの項目に20㎡程度のキッズ授乳室との記載がありますが、キッズルームと授乳室は自販機スペース内或いは近接に設けるとの理解で宜しいでしょうか。ご教示ください。	運用上支障がない場所であれば、事業者の提案に委ねます。
79	18	第2	4	(3)イ(ア)b	自販機スペース	20㎡程度のキッズ授乳室との記載がありますが、キッズルームと授乳室の合計面積が20㎡程度との理解で宜しいでしょうか。貴組合のお考えをご教示ください。	要求水準書（案）に対する質問への回答No.75をご参照ください。
80	18	第2	4	(3)イ(ア)	その他	整備基本計画には、図11:モデルプランにおいて、売店の配置、記載がありますが、本要求水準書には記載がないことから、自販機の設置に限るとの理解でよろしいでしょうか。	導入機能（諸室）については、検討中の内容もあるため、改めて入札公告時に示します。
81	18	第2	4	(3)イ(ウ)	清掃員控室	「2階」とありますが、事業者提案により1階への配置は可能でしょうか。	事業者の提案に委ねます。

周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業 要求水準書(案)に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
82	18	第2	4	(3)イ(ア)	自販機スペース	自販機スペースに、「キッズ授乳室」を計画することになっていますが、自販機”付近”であればよいでしょうか。意図があれば、ご教示いただきたい。	要求水準書(案)に対する質問への回答No.78をご参照ください。
83	18	第2	4	(3)イ(ア)a	自販機スペース	「自販機スペース(給湯室を含む)」へ設置される自動販売機を含め、本施設に設置される自販機は全て事業者が設置する理解でよいでしょうか。	入札公告時に示します。
84	18	第2	4	(3)イ(ア)b	キッズ授乳室	「キッズ授乳室」とはどのような部屋を想定されていますでしょうか。一般的な授乳室との違いをご教示ください。	キッズルームと授乳室を省略表現していました。入札公告時に修正を行う予定です。
85	18	第2	4	(3)イ(ア)	自販機スペース	b.のキッズ授乳室は同ページ(エ)の授乳室と同じものでしょうか。20m ² は、授乳室の大きさと解釈して良いでしょうか。	要求水準書(案)に対する質問への回答No.75及びNo.84をご参照ください。
86	19	第2	4	(4)	イ(オ) a	移行前の保管資料等ありましたらご教示願います。	移行前の保管資料についてはありません。
87	19 46	第2 第3	4 4	(4)ア f コ	事務施設 備品当整備業務	「事務室内に自動体外式徐細動器(AED)等を設置すること。」と記載があり、「施設内の適切な場所に自動体外式徐細動器(AED)を設置すること。」と記載があります、事務所内に設置すればよいとの理解で宜しいでしょうか、ご教示願います。	器具の用途として設置位置は「普段から多くの人の目に触れる場所が望ましい」と考えられています。事務室の近傍はよいと思われませんが、使用者が限定されやすい室内ではないほうが好ましいと考えます。
88	20	第2	5	(2)エ	受変電設備	高圧受電とすることとの記載がありますが、事業者の工夫により低圧での計画が可能となった場合は、低圧受電としてもよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。ただし、予備炉の予定を含め、将来的に拡張・増強の余裕も見込んだ受変電計画としてください。
89	21	第2	5	(2)カ(ウ)	発電設備	通常の火葬件数で3日間運転とは、通常の開場時間である10時から18時まででの運転という理解でよろしいでしょうか。	燃料の備蓄量としては、ご理解のとおりです。通常使用量/日に加えて備蓄する計画としてください。災害時における備蓄量としては、最大9基×3回転×3日=81件での備蓄を考えています。24時間体制での対応を求めています。なお、3日分の備蓄分+7日分の通常使用分を想定しています。
90	21	第2	5	(2)カ(ウ)	発電設備	「通常の火葬件数で3日間」とございますが、P64「火葬件数」記載の最大16件/日を3日間という認識でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に対する質問への回答No.89をご参照ください。
91	21	第2	5	カ(オ)	発電設備(ウ)	最低限必要な設備には、待合室の空調(冷暖房)に要する電気量も含まれますか。	事業者の提案に委ねます。

周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業 要求水準書(案)に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
92	21	第2	5	(2)シ(イ)	テレビ受信設備	テレビの設置まで行う部屋は、待合室及び待合ロビーは必須であり、その他の部屋は事業者の提案という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	22	第2	5	(2)セ	監視カメラ設備	屋外防犯カメラについて「可動雲台、ワイパー」との記載がありますが、必要な範囲が監視できるよう適切なカメラ配置とすれば「可動雲台、ワイパー」を付属しなくてもよろしいでしょうか。また、屋内防犯カメラについても、可動式との記載がありますが、台数を増やし常時監視範囲を増やす提案も可能との理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。 十分な機能を有する提案としてください。
94	22	第2	5	(2)セ(エ)	防犯カメラ	屋外防犯カメラにて「ズーム式かつ可動式」が設定されておりますが、広範囲に監視が可能であることを条件に事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書(案)に対する質問への回答No.93をご参照ください。
95	22	第2	5	(2)セ(エ)	b屋外防犯カメラ	カメラの要件としてズーム式、稼働雲台と指定がありますが、同等以上の防犯性確保を前提として非可動、非ズーム式の利用はよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に対する質問への回答No.93をご参照ください。
96	23	第2	5	(2)チ(イ)	中央監視制御設備	「監視及び制御についての記録が適切に行うことのできる設備」と記載がありますが、「監視」するべき項目の提示と「制御」の意味は、具体的に何を目的とした記録が必要なのか、合わせてご教示願います。	監視は運転状況等、制御は運転制御や機器の入切等を想定しています。 記録については、機器の運転状況記録、使用エネルギー記録等を想定しています。
97	24	第2	5	(3)キ(イ)	排水設備	「ポンプ圧送が必要となるため基本的に自然流下式の合併処理浄化槽を整備すること。」と記載がありますが、ポンプ圧送と自然流下では、相反する記載内容です。建物外部でポンプ圧送が必要となり浄化槽へ送流し浄化槽は自然流下排水となるとの理解で宜しいでしょうか、ご教示願います。	要求水準書(案)に対する質問への回答No.52をご参照ください。 また、維持管理の確実性等も十分考慮の上、選定してください。
98	24	第2	5	(3)キ(イ)	排水設備	「・・・合併処理浄化槽を整備すること。」と記載がありますが、排水水質基準値と協議先をご教示願います。	要求水準書(案)に対する質問への回答No.52をご参照ください。
99	24	第2	5	(3)キ(イ)	排水設備	「ポンプ圧送が必要となるため基本的に自然流下式の合併処理浄化槽を整備」とございますが、P10「下水道」に「事業者の提案による」とございます。どちらが正しい内容でしょうか。	要求水準書(案)に対する質問への回答No.52をご参照ください。

周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業 要求水準書(案)に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
100	25	第2	5	(4)	燃料保管設備ア	最大火葬件数で3日間運転可能な燃料とは、予備炉の増設を考慮せずに16件/日（8基×2回）という理解で宜しいでしょうか。	要求水準書（案）に対する質問への回答No.89をご参照ください。
101	25	第2	5	(4)ア	燃料保管設備	「日最大火葬件数で3日間運転可能」とございますが、P64「火葬件数」記載の最大16件/日で3日間運転可能という認識でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に対する質問への回答No.89をご参照ください。
102	25	第2	6	(1)ア(ア)	設置基数	「火葬炉：8基（+予備炉1基）」とありますが、予備炉については「スペース」確保でよいとの認識で宜しいでしょうか。	要求水準書（案）に対する質問への回答No.25をご参照ください。
103	25	第2	5	(3)ケ(ア)	消防設備	「消防水利等については、防火水槽の設置または消火栓の設置によるものか事業者の提案による。」とありますが、所轄消防と協議済みと考えてよろしいでしょうかご教示ください。	事前の協議においては、消防水利が必要（消火栓で代替可能）との回答がありましたが、事業者において改めて確認してください。
104	26	第2	6	(1)	ア(イ)k	使用量報告が可能となるメーターとは、燃料使用量に対するものと解釈するがよろしいか。	ご理解のとおりです。
105	26	第2	6	(1)	イ 火葬炉設備 主要項目	燃焼計算に用いる火葬重量等は、要求水準書P5第1総則5適用法令・基準(2)設計基準、仕様書等の「火葬場の建設・維持管理マニュアル改訂新版」の記載内容(遺体75kg、柩15kg、副葬品10kg)に従って計算すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
106	29	第2	6	(2)イ(ア)	主燃焼炉	「予備炉1基は増設する可能性がある」とありますが、増設費用は組合負担との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
107	29	第2	6	(2)イ	燃焼設備	P8「基本要件」には「将来設置に備えてスペースを確保」のみの記載で、本項目には「増設する可能性があるが、その場合は契約変更を行う」とございますが、増設に伴い発生する費用については、貴組合で負担いただけるという認識でよいでしょうか。	要求水準書（案）に対する質問への回答No.106をご参照ください。
108	30	第2	6	(2)イ(ウ)	炉内台車	「台車の表面は、目地無し一体構造とすること。」とありますが、各メーカーにより仕様、特徴が異なります。事業者提案としていただけないでしょうか。ご教示願います。	事業者の提案に委ねます。運用や維持管理上、よりよい仕様としてください。

周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業 要求水準書(案)に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
109	33	第2	4	(2)カ(エ)、 (オ)	柩運搬車・炉内 台車運搬車	弊社は、柩運搬と炉内台車運搬を1台の運搬車で 行える兼用台車を製作しています。提案はこの 方式でよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。 運用や維持管理上、よりよい仕様としてくださ い。
110	33	第2	6	(2)	カ 炉内台車運 搬車(収骨及び 炉内台車搬送 用)(オ)	表中「その他」の欄では「柩運搬車との兼用を可 とする」とあり、文中では「台車を運搬するた めの専用台車とすること」とあります。柩運搬車 と炉内台車運搬車については、両方の機能を有 する兼用運搬車の提案が可能であるとの理解で 宜しいでしょうか。	要求水準書(案)に対する質問への回答No.109 をご参照ください。
111	33	第2	6	(2)	カ 炉内台車運 搬車(収骨及び 炉内台車搬送 用)(オ)	「炉内台車の出入が自動で行える装置を備える こと」とありますが、火葬炉メーカー毎に設備 仕様が異なるため、炉内台車の出し入れが可能 であれば、詳細仕様は事業者の提案として宜 しいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。 運用や維持管理上、よりよい仕様としてくださ い。
112	34 ～ 37	第2	6	(3)ア(イ)	計装制御機器	計装制御機器は、(イ)火葬炉設備の安定した 運転及び制御に必要な装置及び計器等を設ける と有りますので、この条件を満たせば、計装制 御一覧表や機器仕様の記載に関わらず、弊社独 自仕様の提案でよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。 運用や維持管理上、よりよい仕様としてくださ い。
113	35	第2	6	(3)	ア 共通事項	計装制御の各項目は、火葬炉メーカー独自の技 術があり、P34に「詳細は事業者に委ねる」とあ ることから、計装制御一覧表に修正を加え提案 してよろしいか。	要求水準書(案)に対する質問への回答No.112 をご参照ください。
114	36	第2	6	(3)	イ(ウ) 火葬炉現場操作 盤	計装制御の各項目は、火葬炉メーカー独自の技 術があり、P34に「詳細は事業者に委ねる」とあ ることから、主要機能に修正を加え提案してよ ろしいか。	要求水準書(案)に対する質問への回答No.112 をご参照ください。
115	37	第2	6	(3)イ (エ)f(c)	主要機能	「(c)主要機能」に「排煙濃度」、「排気筒CO・ O2濃度等の表示機能」とありますが、火葬炉 メーカーごとに制御システムが異なることか ら、記載内容は参考例と考えてよろしいでしょ うか。排煙濃度及びCO・O2濃度計を制御に利用 しないシステムであり、かつ排ガス対策に支障 がない場合は、事業者の判断で設置しなくても よろしいでしょうか。ご教示願います。	要求水準書(案)に対する質問への回答No.112 をご参照ください。

周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業 要求水準書(案)に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
116	37	第2	6	(3)イ (エ)f(c)	主要機能	「(c)主要機能」の「その他機能」に「案内放送機能」とありますが、これは作業員に炉の稼働状況を報知するためのものと理解してよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。
117	37	第2	6	(3)イ(キ)	排気筒監視用カメラ	排気筒監視用カメラに関し、ズーム式かつ可動式と設定されておりますが、設置位置や台数の提案により、適正に排気筒が監視出来るのであればズームや可動機能がなくても宜しいでしょうか。ご教示願います。	要求水準書(案)に対する質問への回答No.112をご参照ください。
118	37	第2	6	(3)	イ(エ) 中央監視制御盤	計装制御の各項目は、火葬炉メーカー独自の技術があり、P34に「詳細は事業者委ねる」とあることから、運転状況表示機能に修正を加え提案してよろしいか。	要求水準書(案)に対する質問への回答No.112をご参照ください。
119	38	第2	7	(1)	ア 予約・運営 支援システム整備要件 (エ)	事業者が電話を受けて入力できるものとありますが、受付時間は開場時間内との理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
120	38	第2	7	1	ア予約受付	火葬炉を予約する場合、待合室も合わせて1室自動で予約する認識で宜しいでしょうか。また、待合室を予約しない場合も考慮する必要がありますでしょうか。	ご理解のとおりです。 待合室を予約しない場合はありません。
121	38	第2	7	1	ア予約受付	多目的室の予約については、葬祭業者が予約時に手動で予約する仕組みの認識で宜しいでしょうか。	葬祭業者が別途、ホームページ等から予約する仕組みで考えています。
122	38	第2	7	1	ア予約受付	予約対象の諸室について、予約対象の日数は何日間になりますでしょうか。	1週間としてください。
123	38	第2	7	1	イ運営の支援	待合室について、運営システムからの自動音声案内は必須でしょうか。	事業者の提案に委ねます。 運用上、よりよい仕様としてください。
124	38	第2	7	(1)ア(ア)	予約の受付	「火葬炉1基の予約に待合室1室が含まれる仕様とすること。」とありますが、p17(3)待合エリア(イ)待合ロビーには「待合室を利用しない会葬者にも対応できる計画とすること。」とあります。直送や家族葬など少人数の参列者へ対応できるよう待合ロビーを待合室を利用しない会葬者にも対応できる計画とし、予約システムの構築については別途計画すると考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	原案のとおりとします。 ただし、本回答に変更が生じる場合には、入札説明書等に記載します。

周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業 要求水準書(案)に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
125	48	第3	6	(2)イ(4)	臭気指数	臭気指数について、表の基準値が示されていますが、この値は、臭気濃度の値ではないでしょうか。	臭気濃度に修正します。
126	40	第3	1	イ	事前調査業務	「テレビ電波障害調査(着工前)」は机上調査でよろしいでしょうか。	関係機関に確認の上、必要となる調査を見込んでください。
127	40	第3	1	イ	事前調査業務	「テレビ電波障害の調査を着工前及び完成後に行うこと。」とありますが、調査により電波障害の発生が予想される場合、電波障害対策は事業者が行うと考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	要求水準書(案)に対する質問への回答No.126をご参照ください。
128	40	第3	2	(1)	業務の対象	「開発行為に該当」とありますが、具体的にどのような開発行為を想定されていますでしょうか。	要求水準書(案)に対する質問への回答No.50をご参照ください。
129	40	第3	2	(1)	業務対象	本建設工事は、開発行為に該当するとありますが、事業対象面積は既存緑地を含めた12,000㎡と考えて宜しいですか。または、緑地部分を除外し1ha未満とすることは可能ですか。開発面積が、1haを超えると県知事(本庁)審査となり、審査の期間への影響や調整池が必要となるためご教示下さい。	対象は約12,000㎡となります。関係機関と協議・確認の上、提案してください。
130	40	第3	2	(1)	業務の対象	…開発行為に該当するため…との記載がありますが、本施設は「公共公益施設」に該当するため開発許可申請は不要との理解で宜しいでしょうか。貴組合のお考えをご教示ください。	要求水準書(案)に対する質問への回答No.50をご参照ください。
131	41	第3	2	(7)イ	実施設計	設計業務としては、既存建物基礎部分の解体設計は、不要と考えて宜しいですか。ご教示下さい。	解体設計も含みます。なお、残置する杭については、撤去する杭位置から想定した残置位置を設計図及び竣工図に記載してください。
132	42	第3	2	(2)	業務期間	事業者の提案により供用開始時期を変更する事(供用開始時期の前倒しなど)は不可との理解でよろしいでしょうか。もし可能な場合、事業終了時期やサービス購入費の支払い回数・期間についての考え方も併せてご教示ください。	ご理解のとおりです。
133	46	第3	5	オ	工事監理業務	「工事期間中に組合が個別に発注する工事」とは、どのようなものを想定されていますでしょうか。	現時点では、決定していません。

周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業 要求水準書(案)に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
134	47	第3	6	(2)	イ 悪臭に係る基準(ア)	特定悪臭物質に関する規制基準は、「火葬場の建設・維持管理マニュアル改訂新版」及び関係法令に基づき、敷地境界での基準と考えてよろしいか。	ご理解のとおりです。
135	47	第3	6	(2)	公害防止に係る基準(前文)	運用期間中の性能確認に要する定期検査の頻度及び火葬炉数は事業者判断で提案して宜しいでしょうか。	設置炉の半数とし、隔年でローテーションするようにしてください。また、頻度は「夏季・冬季」として、外気条件による差異を確認できる時期としてください。
136	47	第3	6	(2)	公害防止に係る基準	運用期間においても定期的に検査を行うとありますが、検査の頻度や対象となる炉の指定などは提案によるという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に対する質問への回答No.135をご参照ください。
137	48	第3	6	(2)ウ	騒音に係る基準	建設工事期間中の騒音について、順守すべき基準値がありましたらご教示いただきたい。	関係する法令を確認の上、対応してください。
138	49	第3	9		所有権移転業務	「令和7年3月末日までに所有権移転」とありますが、施設の建設工事の完了は同年1月末日(要求水準書P.42 3建設業務 (2)業務期間記載)、稼働準備業務を経て3月末日までの施設の引渡しとの理解でよろしいでしょうか。また建物完成時の1月末日時点の引渡しも可能でしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、引渡しは令和7年3月末日となります。
139	49	第3	9		所有権移転業務	事業者が行う登記は表題登記のみで保存登記は不要という理解でよろしいでしょうか。また、表題登記は組合を所有者として申請し、事業者は土地家屋調査士への委託を含め、その手続きを行うという理解でよろしいでしょうか。	建物の登記は組合が行います。詳細については、入札公告時に示します。
140	50	第4	2			「コ大規模修繕(火葬炉設備)：本体の入れ替えを行うことをいう」について、将来の技術進歩に対応できるよう、最新技術・性能水準にある設備に一式入れ替えることも含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。維持管理業務における基本的な考え方に沿って維持管理を実施してください。
141	53	第4	3	(5)	ア 総括責任者(ウ)	総括責任者が不在の場合とは、通常の勤務シフトによる休日等は含まれず、病気等の何らかの事由で出勤が出来ない場合の代替の責任者という理解で宜しいでしょうか。	通常の勤務シフトによる休日等も含み、病気等の何らかの事由で出勤ができない場合となります。
142	53	第4	3	(5)	イ 維持管理業務責任者及び業務従事員	維持管理責任者を総括責任者が兼務せずに単独で設けるとした場合、維持管理責任者には常駐義務はないとの理解で宜しいでしょうか。	維持管理責任者に常駐の条件はありません。

周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業 要求水準書(案)に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
143	53	第4	3	(5)ア(イ)	総括責任者	「総括責任者」は、SPCもしくは主たる運営企業の正社員とする」とありますが、同項(ア)に記載の通り、「維持管理業務責任者」または「運営業務責任者」が兼務することができるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)(P53)3(5)ア(ア)の記載に関し、「総括責任者は、維持管理業務責任者または運営業務責任者のいずれかと兼務することができる」を、「総括責任者は運営業務責任者と兼務することができる」と修正します。
144	53	第4	3	(5)ア(イ)	総括責任者	「総括責任者」は、SPCもしくは主たる運営企業の正社員」とございますが、前項(ア)では「維持管理業務責任者」と兼務できると記載がございます。「総括責任者」に「維持管理企業の正社員」になることは可能でしょうか。	不可とします。
145	55	第4	3	(9)ア	事業期間終了時の対応	「事業期間終了後2年以内は火葬炉設備の修繕・更新が必要とならない状態」と記載がありますが、炉内台車耐火物等、火葬に伴い消耗する箇所、経常的な補修や修繕は、対象外と理解してよろしいでしょうか。ご教示願います。	2年間の間に発生する、火葬に伴う消耗や劣化は対象外となります。ただし、最終年度に極力上記の発生が少なくなる提案を期待します。
146	56	第4	4		建築物保守管理業務	本施設は「建築基準法」における定期報告制度の対象となる「特定建築物」に該当するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業者においても、関係法令を確認の上提案願います。
147	58	第4	7	ア	植栽・外構等維持管理業務	「その他の敷地」について、想定されている範囲をご教示いただきたい。	北側の既存緑地部分を指します。
148	58	第4	9		環境衛生管理業務	本施設は「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」における特定建築物に該当するでしょうか。(同法に基づく、「建築物環境衛生管理技術者」の選任は必要でしょうか。)	該当しないものと考えています。事業者においても、関係法令を確認の上、提案してください。
149	59	第4	12	ア	残骨灰、集じん灰の管理及び処理業務	「人体の残骨灰については、「墓埋法」の趣旨に則り適切に管理、処理すること」とありますが、現斎場における残骨灰及び集じん灰の処理業者の選定方法、及び搬出、最終処分の方法についてご教示ください。	火葬業務委託者が処理業者を通じて処理しています。処理業者の選定に当たっては、組合の承認を得た業者としています。なお、本事業においても同様の手続きを考えています。
150	59	第4	12	ウ	残骨灰、集じん灰の管理及び処理業務	「集じん灰を排出する場合は、ダイオキシン類濃度を測定すること」とありますが、分析結果が出るまでに相当の時間がかかります。測定は年1回の定期検査の際で宜しいでしょうか。	要求水準書(案)に対する質問への回答No.135の火葬炉の性能試験のタイミングと併せ、「夏季・冬季」に実施してください。

周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業 要求水準書(案)に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
151	59	第4	12	ウ	残骨灰、集じん灰の管理及び処理業務	「集じん灰を搬出する場合は、ダイオキシン類濃度を測定すること」とありますが、年1回でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に対する質問への回答No.150をご参照ください。
152	60	第4	13	(2)ア	引継ぎに関する協議及び支援	引継ぎ協議にかかる提出書類は、事業期間終了の約3年前から組合と協議し提出準備を進め、事業期間終了時に提出するという理解でよろしいでしょうか。	約3年前から協議を進めるため、協議の進捗に併せ適宜提出していただき、確認に至った書類を終了時に提出していただく予定です。
153	61	第4	13	(2)イ	引継ぎに関する協議及び支援	次期修繕提案書は事業期間終了1年前に時点修正を行うとありますが、当初提出する期限はいつを想定していますでしょうか。	設計が終了して仕様が確定した後に、初版を作成いただき、供用開始前に当初版として確定したいと考えています。
154	63	第5	2	(4)ウ	モニタリングの実施	維持管理業務においては、P55第4,3(7)ウにおいて、「毎月の業務報告書において、モニタリング結果を組合に報告すること」とありますが、運営業務は四半期毎でよろしいのでしょうか。	維持管理業務と同様に毎月報告してください。
155	64	第5	3	(1)	開場時間及び休場日	1月1日は休場日と述べられていますが、資料8の火葬件数及び燃料使用実績の54、64ページの1月1日に17件がカウントされています。特別な理由が有って、1月1日を開場したと解釈してもよろしいでしょうか。また可能でしたら、その理由をご教示ください。	誤記がありました。添付する資料8「火葬件数及び燃料使用実績」を正としてください。
156	64	第5	3	(1)	開場時間及び休場日	休場日や開場時間を事業者の提案で変更することは不可能であり、あくまで将来の火葬需要が変動した場合のみ変更可能と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
157	64	第5	3	(1)	開場時間及び休場日	多目的室にて簡易な葬送等を行う場合、会葬者の宿泊は無いと考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
158	65	第5	3	(3)	火葬件数	死胎児及び病院検体遺体の、直近5年間における火葬実績(月別件数、1回当たりの重量等)についてご教示ください。	資料8「火葬件数及び燃料使用実績」における胞衣火葬実績(平成27年度～令和1年度)をご覧ください。なお、1回当たりの重量等のデータはありません。
159	65	第5	4	ア	予約受付業務	多目的室に関する運営業務は予約管理(貸室業務)のみでしょうか。そうでない場合、「簡易な葬送」に関して事業側で行うべき業務について想定している内容があればご教示ください。例えば葬祭業者の手配や、葬祭業者を利用しない場合の椅子等の設置や片付け、祭壇や焼香台の設置や片付け、ご遺体の安置等、貴組合の考えをご教示ください。	要求水準書(案)に対する質問への回答No.71をご参照ください。

周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業 要求水準書(案)に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
160	65	第5	5	オ	利用者受付業務	「施設利用者に、副葬品として相応しくないものを口頭で確認し、必要があれば除去すること。」と有りますが、現在実施しておられますか。しておられるとすると、確認している項目について、ご教示下さい。	現在、副葬品として相応しくないものの除去は、利用者に除去していただいています。
161	67	第5	9	ア	待合室関連業務	利用者が待合室で、給茶用具等を利用した際に、茶器等備品の片づけ（使用済み茶器の片づけ、簡単な洗浄、テーブルの拭き掃除等）は利用者（又は付き添いの業者）が行なうのでしょうか。あるいは事業者側で行うのでしょうか。	基本的には利用者、葬祭業者に行っていただきますが、不十分な場合もあり、最終的な確認や片づけは事業者にて行っていただきます。
162	67	第5	10		自販機等運営業務	事業者による物品販売は自販機に限るのでしょうか。事業者の自主事業として売店を設置することや、事務室受付窓口で葬具等の販売をすることは可能でしょうか。	実施方針に対する質問への回答No.7をご参照ください。
163	67	第5	10		自販機等運営業務	自動販売機における物品販売は、独立採算としての扱いでしょうか。その場合、行政財産の貸付料の考え方をご教示下さい。	入札公告時に示します。
164	67	第5	10		自販機等運営業務	自動販売機の設置にあたり、施設使用料など光熱水費以外の組合へ支払いは不要という理解でよろしいでしょうか。必要な場合、料金の算定基準等をご教示いただきたい。	要求水準書（案）に対する質問への回答No.163をご参照ください。
165	67	第5	10		自販機等運営業務	”等”とは、何をイメージされていますでしょうか。	コインロッカーを指しますが、使用料の有無は事業者の提案に委ねます。
166	67	第5	10	ア	自販機等運営事業	自動販売機の売上の帰属は全て事業者の理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
167	67	第5	10	ア	自販機等運営事業	自動販売機設置スペースについて使用料が発生する場合、その使用料をお示しいただきたく。	要求水準書（案）に対する質問への回答No.163をご参照ください。
168	67	第5	11	イ	公金収納代行業務	納付書は貴組合より発行され、納付に際しては事業者に送金手数料等の費用は発生しないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
169		資料3			地質調査結果	ボーリング調査における地層断面についてもう少し詳しいデータを頂けますでしょうか(希望者に配布されるDVD情報に含まれていますでしょうか)。	入札公告後、参加企業に対して配付予定です。

周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業 要求水準書(案)に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
170		資料3			地質調査結果	図面中、黒字で「Bor. No. 1」～「Bor. No. 6」の表記がございますが、その地点でのボーリング調査は実施されたのでしょうか。実施済みの場合は結果をご教示いただきたい。	要求水準書（案）に対する質問への回答No.169をご参照ください。
171		資料5			敷地現況資料	既存建屋の図面にて杭伏図を頂けますでしょうか。	資料5に示すものがすべてになります。
172		資料5			敷地現況資料	既存建屋の図面にて基礎伏図を頂けますでしょうか。	要求水準書（案）に対する質問への回答No.171をご参照ください。
173		資料5			敷地現況資料	既存建屋の図面の画質では文字及び数字が見にくい状態です。画質の高い図面を頂けますでしょうか。	現存する資料が古い資料のため、画像の精度はこれ以上高めることができません。
174		資料7			火葬・予約受付フロー	※1 について、「安置室」について、「予約自体は、事業者が電話を受けて入力すること」とございますが、電話指定の理由がございましたら、ご教示いただきたい。	利用の趣旨、内容等を直接確認するためです。
175					資料8	火葬炉運転業務では御屋敷山斎場と同様、死体・死産児・身体の一部・胞衣の火葬が本事業に含まれると思われませんが、要求水準書(案)資料8に示された胞衣火葬の実績以外の種別ごとの過去実績についてもご教示ください。	資料8「火葬件数及び燃料使用量実績」における胞衣火葬実績（平成27年度～令和1年度）以上の過去実績については、これ以上のデータはありません。
176					配布資料一覧	資料5として「敷地現況図」、既存躯体図面が公表されていますが、ハッチングや色付けが不鮮明、既存躯体図面の寸法等が読み取りづらいため、鮮明・高精度な既存図面資料の配布をお願いします。また、計画上支障がある部分の杭の撤去を検討するにあたり、杭伏図、杭種、杭長等がわかる図面の公表、DVD等での配布をお願いします。	現存する資料が古い資料のため、画像の精度はこれ以上高めることができません。
177					配布資料一覧	配布資料の受け取り期間や手続きについては、令和3年4月上旬の要求水準書の公表の際に明示されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。